



ぜいむ小学校 ZEIMU-SHOUGAKKOU

令和6年からの生前贈与

2024.2.20



目次

主なトピック

- 暦年課税制度の生前贈与加算期間、伸長
- 相続時精算課税制度に基礎控除、創設
- 暦年課税制度にオマケの持ち戻し免除枠
- 改正のまとめ
- 一体、どうすれば良いのか



暦年課税の 生前贈与加算期間、伸長

【暦年課税って、どんな贈与？】

現在の贈与税の課税体系は2種類あります

暦年課税と相続時精算課税です

暦年課税は贈与を受ける人が1年につき110万円の非課税枠があるものです
対して相続時精算課税は贈与をする人が1生涯で2、500万円の非課税枠があるものです

しかし、この2,500万円の非課税枠は贈与の時だけで、いざ相続が発生すると相続時精算課税を使って贈与したものは全て相続財産に加算しなければなりません

高齢者の資産の早期移転を促されている訳です

【生前贈与加算って？】

相続税はお亡くなりになった時点での財産や債務を加減算して、相続税を計算します

しかし、そのままでは、お亡くなりになる直前に贈与してしまえば相続税の課税はされなくなり不公平が生じます

そこで、亡くなり日前3年前までの（推定）相続人に対する贈与については、相続税を計算する上では相続財産に加算する（持ち戻しする）方法が採られています

決して、その贈与がなかったことになる訳ではありませんので、返却するなどの必要はありません

【加算期間が延長される・・・】

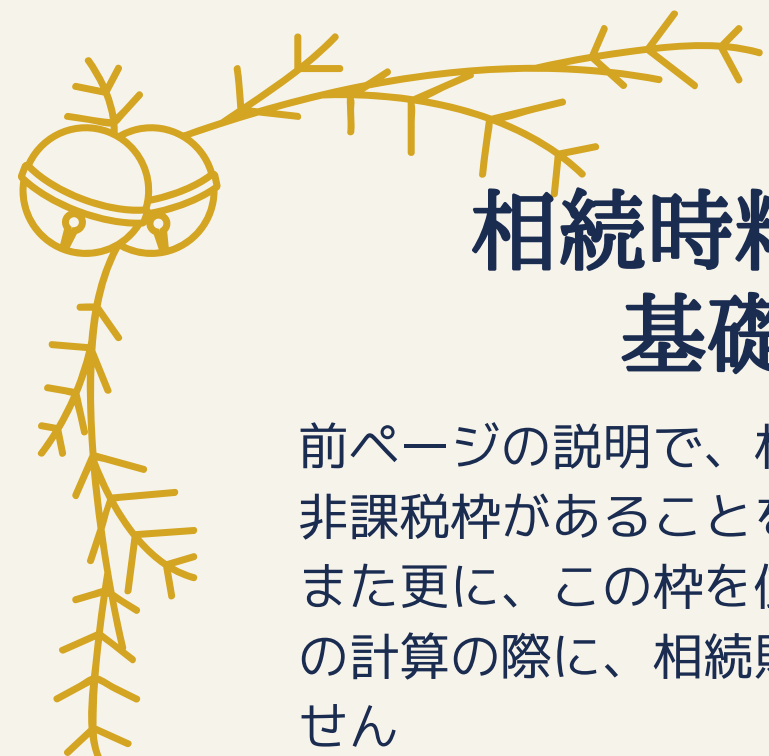
令和6年1月1日から、前述の加算期間は段階的に7年に伸長されます

つまり、より生前贈与がしにくくなる訳です

ただ、いきなり7年に伸長される訳ではなく、右図のように令和9年以降1年ずつ伸長されていき、最終的には令和13年には7年の加算期間（右図水色網掛け部）となります

令和9年以降の相続から加算期間伸長

相続税法附則19②			相続税法附則19③					
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
3	2	1	相続	相続				
4	3	2	1		相続		令和13年以降の相続から加算期間が7年間	
5	4	3	2	1		相続		
6	5	4	3	2	1		相続	
	6	5	4	3	2	1		相続
		6	5	4	3	2	1	



相続時精算課税制度に 基礎控除、創設

前ページの説明で、相続時精算課税には2,500万円の非課税枠があることをご説明しました
また更に、この枠を使用して行った贈与は、相続税の計算の際に、相続財産にも加算しなければなりません

しかし、今回、相続時精算課税にも相続財産に加算しなくてもよい「基礎控除」を設けることになりました

相続時精算課税は、この制度を適用するともう二度と暦年課税に戻ることはできないため、適用初年にキチッと届出を出さなければなりません

この届出を出した年から相続が発生するまで、ずっと110万円の非課税枠の上乗せがあり、相続財産に加算しなくてもよいこととなります



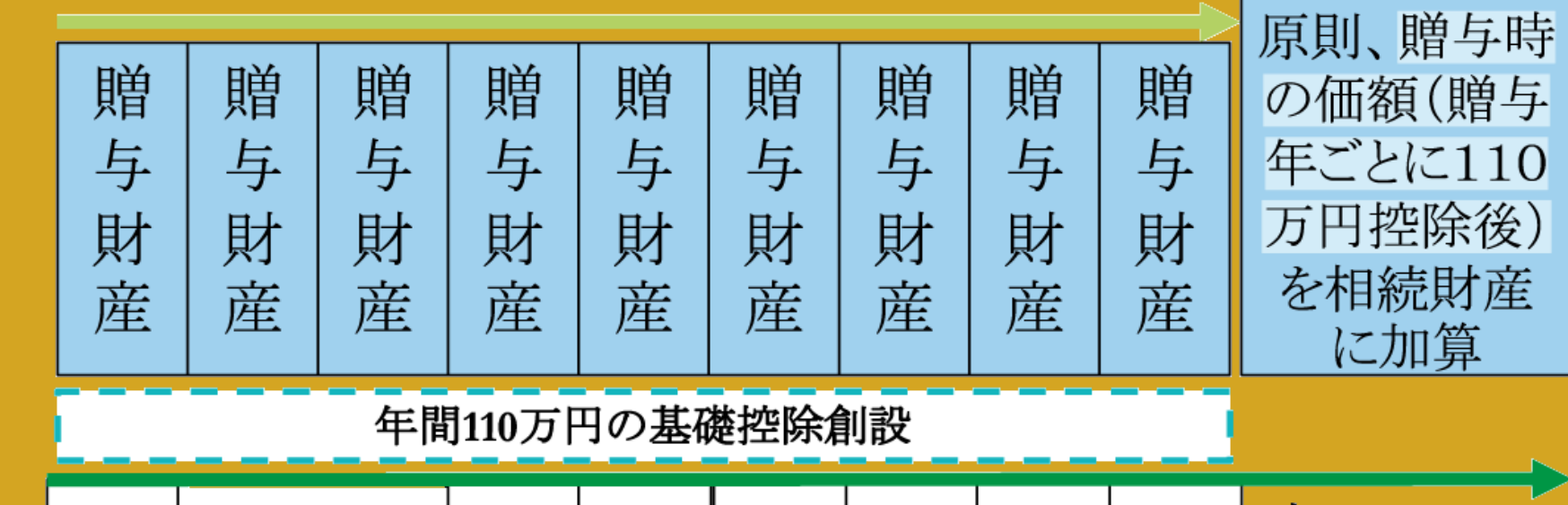
相続時精算課税(毎年110万円基礎控除あり)

贈与財産	贈与財産	贈与財産	贈与財産	贈与財産	贈与財産	贈与財産	贈与財産	贈与財産
------	------	------	------	------	------	------	------	------

贈与財産を原則、贈与時の価額(贈与年ごとに110万円控除後)を相続財産に加算

年間110万円の基礎控除創設

適用年	6	5	4	3	2	1	相続
-----	-------	---	---	---	---	---	---	----



暦年課税の オマケの持ち戻し免除枠

暦年課税では、段階的に加算期間が7年間に伸長されることをご説明しました
 少々ややこしい話ですが、この7年間のうち亡くなる前4年～7年の4年間で100万円については、相続財産に加算しなくてもよい、持ち戻し免除枠が設けられました

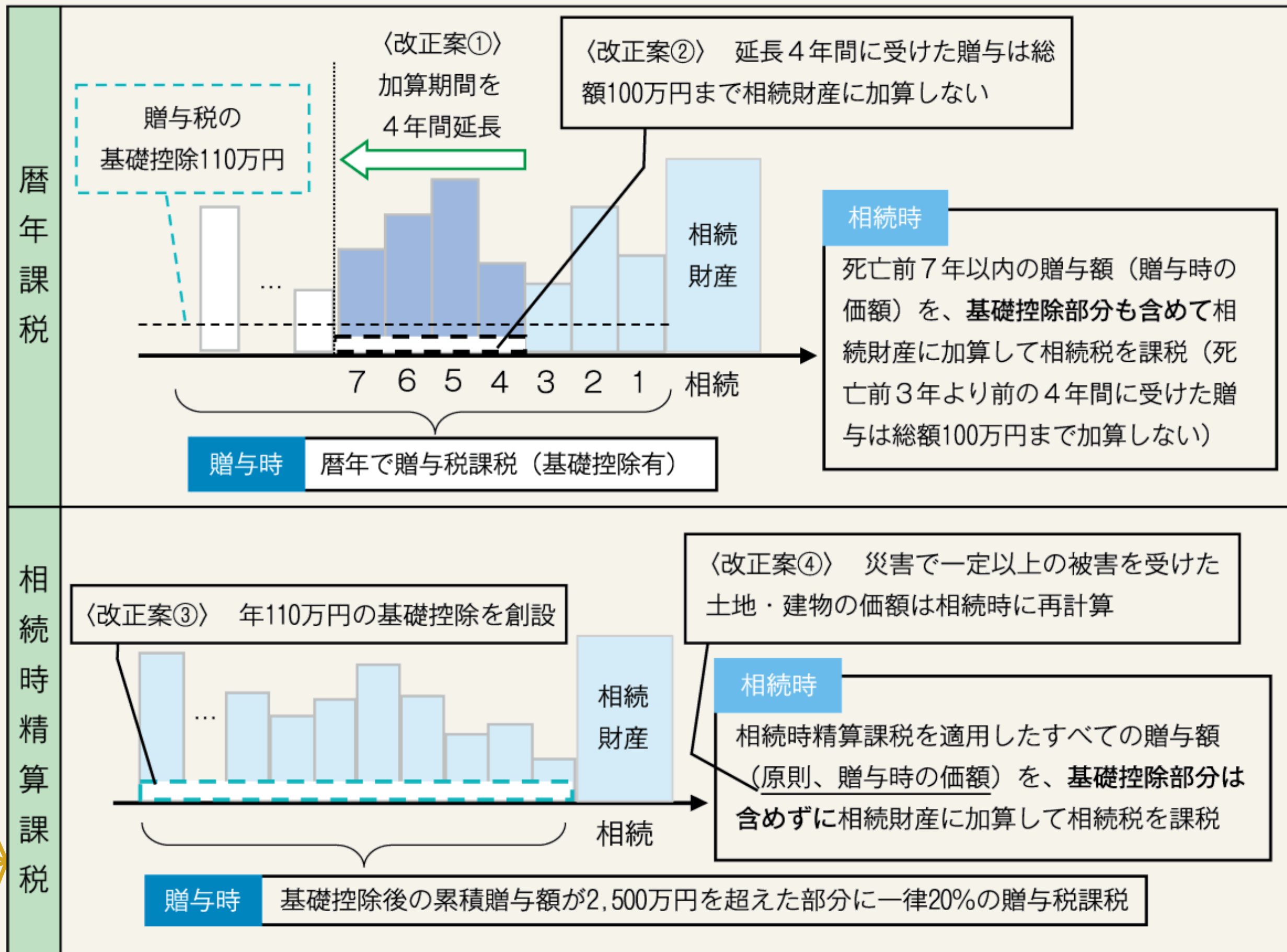
暦年課税(改正)

加算対象贈与財産価額(4～7年前の贈与は100万円を控除した残額)

300 万 円	300 万 円	300 万 円	300 万 円	300 万 円	300 万 円	300 万 円	300 万 円	300 万 円	300 万 円	300万円×3年間 (1～3年前) + 300万円×4年間 (4～7年前) -100万円 (<0の場合は0) =2,000万円
		100万円(4年間で)								
9	8	7	6	5	4	3	2	1	相 続	

相続開始前 7年以内の加算対象贈与財産の価額を相続財産に加算し相続税課税(新相法19)

【参考1】 改正案の概要（令和6年1月1日以後の贈与等について適用）



改正のまとめ





では、一体どうすれば良いのか？

贈与期間、贈与額によっては

暦年課税➡相続時精算課税への切り替え適用が有効



ケーススタディー

1

相続開始前10年間で年110万円を贈与する場合には
相続時精算課税を適用

2


相続開始前10年間で年300万円を贈与する場合には
3年間は暦年課税、その後相続時精算課税を適用

3

相続開始前20年間で年500万円を贈与する場合には

前半10年暦年課税、後半10年精算課税とすると
➡ずっと暦年課税の方が有利

前半13年暦年課税、後半7年精算課税とすると
➡切り替え型が有利



おわりに



- ・この資料は、税務上の課税関係について解説したものであり、今後生じる課税関係を保障するものではありません。
- ・この資料を、当職の了承なく、ご依頼人以外の第三者へ提供・開示・複写されることを固くお断りいたします。また、上記目的以外にご使用になられた結果生じた損害について、一切の責任は負いません。
- ・関係法令は、表題記載日付現在施行されているものに基づいて解説しております。

office kaji-tax

かじ税務オフィス
梶 勤

080-3760-2961
office@kaji-tax.com
http://kaji-tax.com/

OFFICE KAJI-TAX

OFFICE KAJI-TAX

人と人、世代と世代とを繋ぐ
心の架け橋となるために

〒562-0022 箕面市粟生間谷東5-32-26

税理士
宅地建物取引士
賃貸不動産経営管理士

測量士補
投資診断士
神戸学院大学経営学部講師